たつくす

21号

'92. 1.

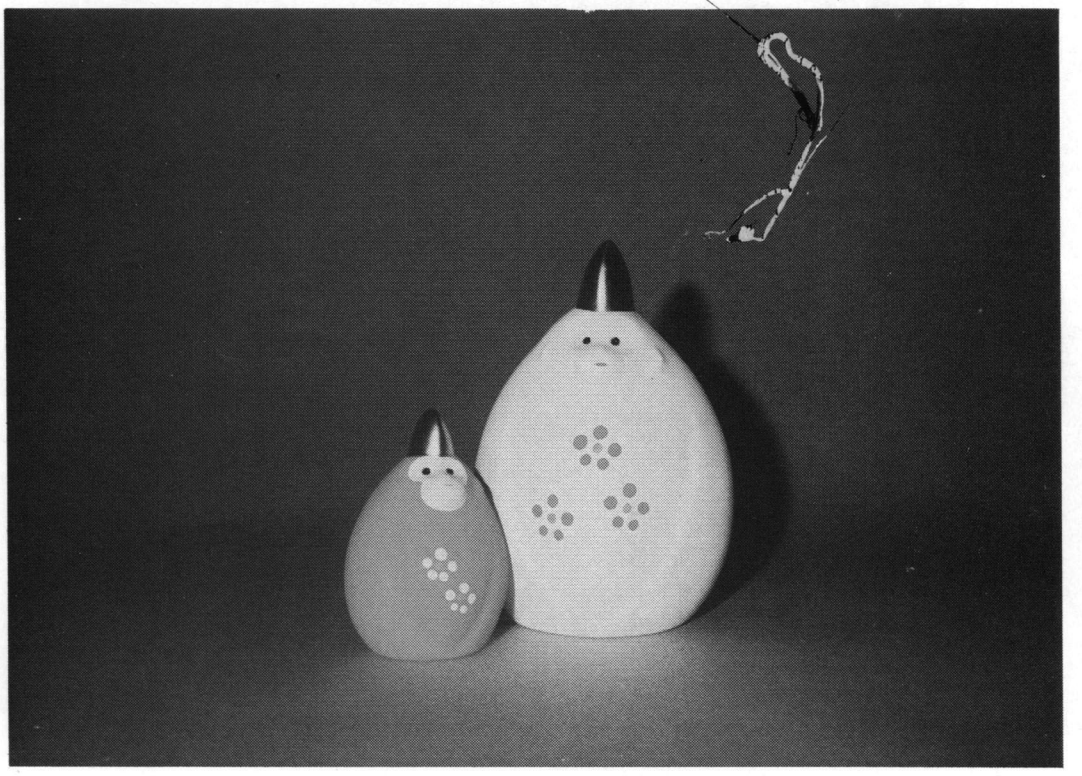

新宿間税会

新年のご挨拶



新宿間税会
会長
田尾　有一

新宿間税会々員の皆様，明けましておめでとうございます。平成４年の新春にあたり謹んで新年の御祝詞を申し上げます。

旧年中は，会員皆様方の一方ならぬご支援，ご協力を賜り，つつがなく会務を逐行できましたこと，衷心から厚くお礼申し上げます。

また，当会々報「たっくす」が昭和57年に創刊されて，昨年で満10年を経過致しました。編集に携わってくださった方々に深く感謝申し上げると共に，これからも親しまれる機関誌として，益々充実発展させていきたいと考えております。

さて，昨年の日本経済は，金融引締政策によりバブル経済が崩壊，87年以来の永きに渡って続いた我が国の好景気も減速傾向を鮮明に致してまいりました。本年の景気見通しは，前半は減速傾向が続き，景気が上向くのは後半以降になるとの予測が大半のようでございます。

一方，税制面でも企業収益の悪化に伴い，大蔵省では平成４年度予算の財源対策として，普通自動車の暫定消費税率６％の継続，たばこ税の引上げ，法人臨時特別税や，石油臨時特別税の継続等が検討課題となっているようです。

今，私達を取り巻く情勢は，ソ連の急速な改革にも見られるように著しい変化を遂げており，全く予断を許しません。この様な状況化の中，私達間税会におきましても時の流れに遅れることなく，迅速な対応が求められると思います。これからも会員皆様方と共に，一致団結し，会の益々の発展の為，精一杯の努力をいたしていく所存でございます。

何卒，会員皆様方の一層のご支援，ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりにあたり，皆様方のご健勝を心からお祈り申し上げまして新年のご挨拶といたします。



新宿税務署長
鈴木　俊彦

明けましておめでとうございます。

新宿間税会の皆様には，輝かしい新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は，消費税をはじめ税務全般にわたり，本当にお忙しい中を深い御理解と多大な御協力を賜り心からお礼申し上げます。

特に，改正消費税等に関する説明会，青婦人部による移動研修会など会活動を通じまして，税知識の普及と納税意識の高揚のために御尽力を頂きました。

また，「税を知る週間」行事の一環として新たに開催された東京国税局等の主催による「暮らしを支える税展」におきましても，種々の御協力を頂き，お蔭様で素晴らしいイベントを飾ることができました。

深く感謝の意と敬意を表する次第であります。

本年も，引き続き充実した会活動を大いに展開されまして，ますます飛躍を遂げられますよう御期待申し上げます。

さて，昨年は消費税の一部改正が行われ，また，土地税制につきましても総合的な見直しが行われ，本年から地価税が導入されることとなっておりますが，このように税務を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中で，今後も税に対する納税者の関心はますます高まりを見せるものと思われます。

私ども税務行政に携わるものといたしましては，適性かつ公平な課税の実現と信頼される税務行政の推進に，より一層の努力を重ねてまいる所存でございます。

どうか皆様方におかれましても，今後とも税務のよき理解者として，なお一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに，新しい年の始めに当たり，新宿間税会のますますの御発展と，会員の皆様の御健勝，事業の御繁栄を心から祈念いたしまして新年のあいさつとさせていただきます。

平成3年度　納税者表彰式

新宿税務署および当間税会など税務関係協力6団体の共催による平成3年度納税者表彰式が，去る11月13日（水）に西新宿の朝日生命ビル大会議室において，税務署関係および関係団体から多数のご来賓のご臨席のもとに盛大裡に挙行されました。

受彰された方々は，長年にわたり納税思想の高揚や協力団体の育成にご尽力された方々で当間税会からは，つぎの方々が受彰の栄に浴されました。

◇新宿税務署長　感謝状

常任理事　金原　正義　殿（株）金　商

◇新宿間税会長　感謝状

越川　晃男殿　　コニカ（株）
清水　俊子殿　㈱京王百貨店
岩沢　道子殿　㈲松　葉　屋

また，他民間団体に所属され当会員でもある次の方が受彰されました。

◇新宿税務署長　表彰状

幾野　良一殿(新宿酒販懇話会)
新田　　有殿(新宿青色申告会)



記　念　写　真



受彰される金原氏

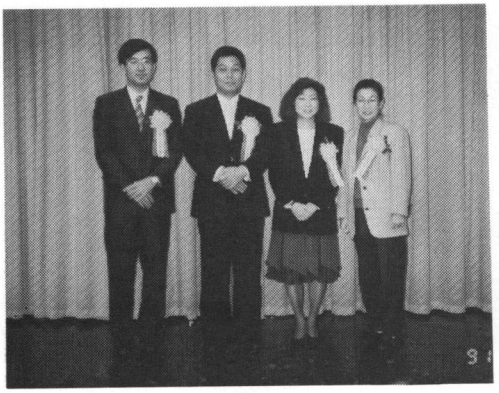

越川さん，金原さん，清水さん，岩沢さん(左から)



懇　親　会

活　動　日　誌

3．7．29　新宿税務署々員の定期異動に伴う表敬訪問　役員７名出席
3．8．21　青年部・婦人部合同会議　役員５名出席　於：新宿税務署
3．8．28　六団体共催歓送迎会　会員25名出席　於：朝日生命
3．9．1　会報「たっくす」第20号発行
3．9．11　理事会　役員27名出席　「税を知る週間特別行事」の件他
3．9．17　税務連絡懇談会　会長出席　於：新宿税務署
3．10．11　正・副会長会議　役員８名出席　「平成３年度会長感謝状贈呈者の推薦」の件他　於：㈱アリミノ
3．10．16　青年部・婦人部共催合同研修会　会員26名参加　（別掲）
3．11．11　税務連絡懇談会　会長出席　於：新宿税務署
3．11．13　納税表彰式　（別掲）　会員21名出席　於：朝日生命
3．11．16　税を知る週間特別行事　（別掲）
17　「くらしを支える税」展　他
3．11．22　編集会議　於：新宿税務署
3．11．29　新宿彰友会懇親会　受彰者２名出席　於：千代田平安閣
3．12．12　税務連絡懇談会　会長出席　於：新宿税務署

上　部　団　体　の　活　動

3．8．6　城西連合会役員会　役員５名出席　於：練馬税務署
3．9．6　城西連合会会長による各署長表敬訪問　役員２名同行
3．9．19　全間連通常総会　役員２名出席　於：広島国際会議場
3．10．4　城西連合会正・副会長会議　役員２名出席　於：高田馬場シチズンホール
3．10．4　城西連合会婦人部・青年部合同研修会　会員10名出席　於：高田馬場シチズンホール

「くらしを支える税」展の特別参加

今年も税を知る週間（11月11日～17日）の一環として，13日（水）から18日（月）の間，小田急百貨店本館８階催事場で東京国税管内税務関係９団体と東京国税局との共同主催による「くらしを支える税」展を開催しました。

当会も税を知る週間の特別行事を従来のイベントに代わる企画として，16日（土）12時と17日（日）17時からの「新人タレントミニライブ&ジュエリーファションショー」に提供団体として特別参加をしました。

伊藤副会長・金原青年部長の協力によるジュエリーファションショーでは，高額で貴重な宝飾品を新人タレントとコンパニオンが身に付け，お客様に本物と偽物を当てていただき，当たった方に（株）アリミノの商品を進呈するクイズを行いました。

特に，51キャラットのエメラルドのペンダントと２億円相当のアレキサンドライトキャツアイには，来場されたお客様から驚嘆の溜息あがる程でした。

開催初日には，鈴木署長および田尾会長をはじめ幹部の方々が視察されました。

また，当会会員である小田急百貨店・京王百貨店・新宿ステーションビルディングに期間中懸垂幕を掲出し，一般通行人にPRすると共に，映画・演劇部会の協力により，税を知る週間の「広報用スポットフィルム」を各映画館で上映しました。

ご多忙にも拘わらず会場の運営を担当された皆様，ご協力ありがとうございました。
本年もより良いイベントを計画いたしますので，お知り合いの方をお誘いのうえご来場下さい。

青年部・婦人部共催合同研修会

「潮来十二橋めぐり」と「鹿島神社」

毎年間税会の秋の研修旅行と聞くと，先輩と遊び心たっぷりにして「今年はどこだろう？」と，期待いっぱいにして参加してます。

平成３年10月16日水曜日，遅刻をしてはいけない緊張感で寝れないまま５時起きし寝ぼけまなこで出かけ，７時30分にバスに乗り込みました。当日は，好天に恵まれ多数の会員の皆様が参加され，又税務署からも高橋副署長始め幹部の方々の参加もいただき，茨城県の『潮来十二橋めぐり』と『鹿島神社』へ向けて８時に出発しました。

車中では研修会であり税務署の高橋副署長及び水守統括官より『身近な税金』などのお話と『税金のクイズ』があり，楽しく勉強させていただきました。



予定通りにバスは茨城県潮来に着き，バスを下りると大きな川が流れていて小さな船があり，そういえば去年も同じ様な船に乗った事を，思い出しました。さっそく船に乗り，いよいよ船は12の橋に向けて船頭さんが竿で船を動かし，“風流”だなあ……と思っていると，今日は残念ながら先日の台風の影響で水位が増えていて12の橋を見ることが出来ない事を知らされ，私はもちろん一同不満でした。結局２つの橋しかくぐれずしかも往復だったので景色も同じで残念でした。

さあ次は，昼食……これもまたひとつの楽しみです。今日は鹿島セントラルホテルでの食事，昼間からビールいっぱい飲んじゃって，イヤ先輩の分まで飲まされちゃって……なんて言いながら結構満足。食事も期待通りこれもまた“満足”お腹がいっぱいになりました。

午後は『鹿島神社』に行き散歩..鹿にさつまいもをあげ，神社で記念写真ハイチーズ。



帰りのバスの中はいつもの様にビールとジュースが配られカラオケ会場，先輩とさあ寝たふり寝たふり……なんとかまぬがれ新宿に無事到着……アッという間の一日の研修会でした。

京王百貨店　高梨京子

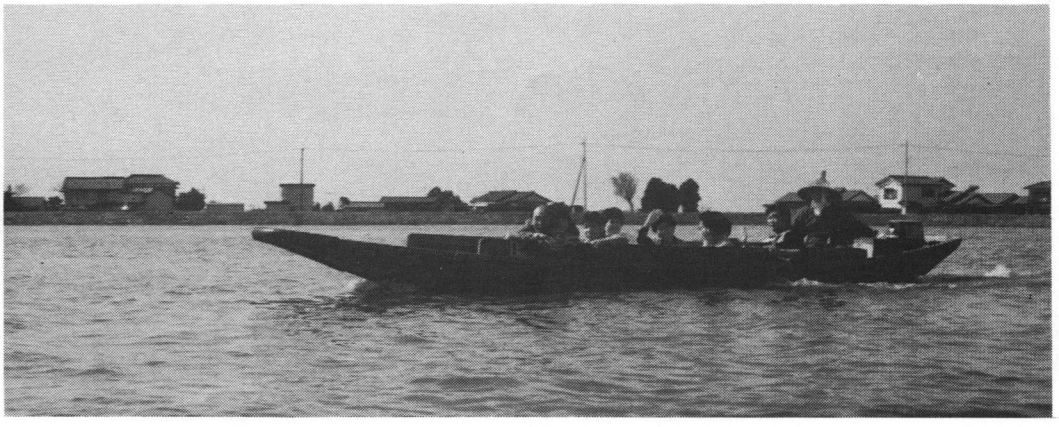



㈱ 金 商
専務取締役
金原 正義

協力会青年部のボス金原正義氏をインタビューいたしました。以前間接税が，特別な種類の物品にのみに掛かっていました。それらの品を扱う業者の集まり時代から，現在に至るまで，常にたのしい会にしようと，何かと協力し続けて下さっている御一人です。

Q.女性の憧れの宝石を仕事として始められたきっかけをお聞かせいただけますか。

A.静岡で高校まで過ごし，大学から東京に出てきました。時代が時代で，東京に親戚の有る人達は，大抵，居候してた時であり，僕も明大に入ると遠い親戚ですが東京にありましたので，そこへ，そこが宝石屋で。居候の身ですから，学校の授業のない時は手伝いをしていましたが，結構それがおもしろくって。

学生運動が始まりだした時代で，授業がない日が多くなるし，車の運転して社長の長唄の習いのお供したり，あの時代クーラーないので，車の中の長唄が聞こえてわかるようになりましたよ。山梨（宝石の町です）の仕事で，日に2往復したり，あの時代ですから車の運転も，おもしろい遊びも，仕事も教えてもらいました。若いでしょ，外国に行けるワ，学校より楽しくて最後には，教授に単位が取れねえゾと言われ，おじさんに相談したら“飲ませろ”と教わったので，銀座につれて行きましたよ。酔わせて卒業しました。もうハチャメチャ。でも，楽しかった。

そんな訳で兄と47年4月に，今の会社を作りました。

宝石屋といいましても，個々に特徴ある方法をとって仕事をしています。僕の所ではおもに，カラストーンの輸入・研磨・製造で，仲間卸をしています。

Q.まアすごい人生の選択のしかたでこの世界に入られたのですネ。いかがですか，宝石屋さんて，金原さんから見て。

A.宝石屋が宝石屋らしいイメージになったのは，この20年ぐらいです。最近の方が，だれでも出来る感じでおもしろくなくなりました。以前は，スリランカやタイに行って，少々怖い思いをしながら買ってきて売る。何か，おもしろかったです。スリリングで。物の価値基準が鷹揚になってしまって，いいのかなァー。

Q.ワーイイナァーどの位いろいろの国へと行かれましたか。

A.ずいぶん，イギリスはじめヨーロッパはほとんど。ブラジル，オーストラリア，イスラエル，アメリカ，カナダ，ほとんどのアジア。

Q.本当にうらやましなァ，女性の読者はうらやましがります。

A.よくないですよ。水割り飲んで，腹壊したり，日本が一番です。今，日本にいて，宝石も買うことが出来る時代になったし。僕達が現地で買うより安い，外国人が売りに来る時代ですから。この十年行かなくなりました。

Q.時代は海外ブームなのに，その時は日本にいる。なんか，すごくおしゃれですネ。趣味も多いと皆様方からお聞きしております。その方もお聞きしたいですネ。

A.今，僕はゴルフだけ。

Q.何か野球とか。

A. 学生時代野球をやっていましたので，子供のチームを見ています。この辺では子供が石も投げられないので，かわいそうで，生田に住まいを変え，庭に小さなネット作って，自分の子だけのつもりが，近所の子供達も。今の子供は，石を投げてないので，球投げられないのよ，知ってる。（もうすっかり，身振り，手振りが始まり，子供大好きおじさんは，たのしい話がとまらない）

Q.やはり，同じお仕事をお子さんにも。

A.宝石屋が一般的になりすぎたし。今の時代では暗いイメージが強すぎて加工の人達が育たない。横文字仕事でないとだめだから，21人の人達が会社にいるけどやらせる気ないですよ。

たいへん楽しい方でした。こぐ内輪のインタビューになりました。どの御仕事も御苦労の上に会社が出来ていらっしゃるはずですから，楽しいお話をのせました。

お酒のはなし

1. お酒の起こり

今から5千年前のメソポタミア地方（現在のイラク地帯）の古代バビロニアの遺跡から発掘された「モニュマン・ブルー」といわれる板碑に，麦酒造りがおこなわれていたことが記されていたり，紀元前4千年～3千年のオリエント地方（現在のエジプト地帯）の遺跡から，ぶどう酒造りがおこなわれていたことを思わせる多くの道具類が発掘されているそうです。

アジア地方でも，主食である米やその他の穀類を原料とし，「かび」の糖化酵素の力をかりて古くからお酒を造っていたそうですが，今から2,500年前の古代インドの仏典にも「こうじ」造りについて書かれた物があるそうで，比較的多湿の東アジアから東南アジアにかけて，「かび」を利用した酒造りが広く行われていたとのことです。さて，これらの技術がどの時代にどのようにして日本に渡り，今日の日本独特の「黄こうじ菌」を用いた日本酒の製造法になったかさだかではありませんが，多分に神話の時代にまで遡る古い歴史があることが想像されます。お酒は，このように古い文明のころから愛飲されてきたわけですが，それと同時に，それを飲むことによって人間が酔って楽しくなる（必ずしもそうではない方もおられますが）という神秘な面もあり，人類最高のご馳走として神々に供えられ，祭りの主役として重宝がからてまいりました。また，時には人間関係の「きずな」として重要な役割を果たし，あるいは過酷な肉体的労働の疲れを癒すことに用いられ，人類に支えられ親しまれてきたわけです。

2. お酒の原料

お酒の原料には大きく別けて糖質原料とでんぷん質原料とがあります。糖質原料はぶどう，りんご，洋なし等の果汁，砂糖きびや竜舌蘭などの植物の搾汁，獣乳や蜂蜜等で，ぶどう糖，果糖，乳糖，砂糖といった酵母が直接利用できる糖質を多く含んでいる原料です。でんぷん質原料は，米，大麦，小麦，ライ麦，とうもろこし，粟などの穀類やさつまいも，馬れいしょなどのいも類のようにでんぷんを主成分とした作物です。

穀物や果物が容易に手に入らない中央アジアの遊牧民は，家畜の乳からお酒を造ります。その他，テキーラのように竜舌蘭の搾汁から造った蒸留酒や砂糖の副産物である糖蜜を原料にしたラムのような蒸留酒のようにいろいろなお酒がありますが，一般に今日では原料を醗酵させてそのまま飲んでもうまいものは「醸造酒」としてそのまま飲まれ，そのままでは癖が強くて飲み難いものは蒸留されて「蒸留酒」としてのまれる場合が多いようです。これらの原料がいずれも手にはいらない北極やエスキモーのような狩猟民族にはもともとお酒の文化はなかったそうです。

3. お酒の種類

お酒はその造り方によって醸造酒，蒸留酒及び混成酒に大きくわけられます。

日本酒，ぶどう酒，ビールなどのように酵母によって醗酵させた液体（もろみ）をそのまま，又は濾過して飲用する酒を醸造酒といいます。醸造酒を蒸留してアルコール分を高めたのが蒸留酒です。蒸留酒の製造は，ヨーロッパの中世の錬金術の時代に遡るといわれておりますが，お酒を蒸留釜に入れて熱したところ，たまたまお酒の中のアルコールが水より揮発しやすい性質があるところからアルコール分が多く含まれる蒸気が得られ，それを冷やすことによって，したった滴が元のお酒とおよそ趣のことなるお酒であったということが蒸留酒のはじまりであったそうです。その名もスピリッツ（精）とよばれ，物質を形勢する重要な因子と考えられていたそうです。ちなみに品種を蒸留すればしょうちゅう，ビールを蒸留すればウイスキー，ぶどう酒を蒸留すればブランデーとなる訳です。醸造酒や蒸留酒をベースにして糖類，草根木皮，有機酸など様々な原料が混ぜられて製造されるお酒が混成酒で，醗酵の工程を伴いません。代表的なものではリキュール類があげられますが，薬用酒のかたちで発達してきたもので，

種類も多く，微生物の知識がなくても造れる比較的自由なお酒といえます。

これらの他に水に溶かして飲まれる「粉末酒」がありますが，お酒にデキストリン等の水溶性物質を加え，できるだけ低温で，かつ短時間のうち噴霧乾燥して製造されます。

わが国の酒税の源は古く，足利時代にお酒を造る権利に課税したのがはじまりといわれていますが，その後政治体制の変化や数々の変遷を経て今日の課税方式がとられるようになりました。現在の酒税法においては10種類，11品目に分けられ，次表のように分類されております。

酒税法における酒類の分類と製法概要

種類	品目	級別	原料・製造方法等
清酒		1級・2級	米、米こうじ、水を原料として発酵させてこしたもの。米、米こうじ、水、その他の物品を原料として発酵させてこしたもの
合成清酒			アルコール、しょうちゅう、ぶどう糖を原料として製造した酒類で、清酒に類似するもの
しょうちゅう	甲類		アルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留したもの
	乙類		その他のもの
みりん			米、米こうじにしょうちゅう、又はアルコールを加えてこしたもの
ビール			麦芽、ホップ、水を原料として発酵させたもの
果実酒類	果実酒		果実を原料として発酵させたもの
	甘味果実酒		果実酒に糖類、ブランデー等を混和したもの
ウイスキー類	ウイスキー		発芽させた穀類、水を原料として糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
	ブランデー		果実、水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの 果実酒を蒸留したもの
スピリッツ類	スピリッツ		清酒からウイスキー類までに該当しない酒類でエキス分2度未満のもの
	原料用アルコール		アルコール含有物を蒸留したものでアルコール分が45度を越えるスピリッツ類
リキュール類			酒類と糖類等を原料とした酒類でエキス分2度以上のもの
雑酒	発泡酒		麦芽を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの
	粉末酒		溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの
	その他の雑酒		上記のいずれにも該当しないもの

＊級別は、平成4年3月31日までの間に酒類製造場から移出され又は保税地域から引き取られる清酒について適用されるものである。

（参考文献　新版お酒の商品知識入門
秋本　雄一・富田　忠雄　監修　法令出版）

《改正消費税法を探究する》

＊非課税範囲等の改正による基準期間の課税売上高は、どう計算する　！

消費税　Q & A



問１　免税事業者制度や簡易課税制度の判定基準となる『基準期間の課税売上高』に、今回の改正で非課税となった住宅貸付等を含めないのは、いつからですか。

（答）　3.10.1以後に開始する課税期間に係る基準期間の課税売上高を計算する場合は、その基準期間の初日が3.9.30以前の場合においても、今回の改正によって非課税とされた住宅貸付等については、基準期間の初日から非課税であったものとして計算することとされています。

例えば、課税期間が1/1 ～12/31 の事業者について説明しましょう。

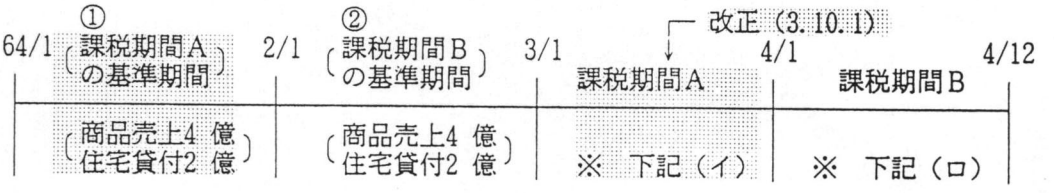

（イ）　課税期間Ａは、改正前に開始した課税期間ですから、その基準期間①における住宅貸付 2億円は、基準期間の課税売上高として計算することになります。

よって、基準期間①の課税売上高は 6億円となり、課税期間Ａにおいては、簡易課税制度の適用はできません。

（ロ）　課税期間Ｂは、改正後に開始した課税期間ですから、その基準期間②における住宅貸付 2億円は、非課税であったものとして計算することになります。

よって、基準期間②の課税売上高は 4億円となり、課税期間Ｂにおいては、簡易課税制度の適用があります。

※　課税期間Ｂ後の期間についても、その基準期間における住宅貸付は、非課税として計算することになります。

〔注意事項〕

簡易課税制度の適用上限額の改正（ 5億円→ 4億円）は、3.10.1以後に開始する課税期間から適用されます。

よって、事例の場合は、課税期間Ｂ以後からの適用となります。

問２　基準期間の課税売上高が 3,000万円以下の免税事業者が、今回の改正により、課税事業者を選択したい場合、又は課税事業者を選択している者が選択を取り止めたい場合は、いつまでに手続をすればよいのですか。



（どちらが得かよく考えよう）

（答）　あなたの課税期間の初日がいつであるか等により、手続期限と課税事業者選択適用（又は不適用）の開始期間が異なります。

そこで、次のＹＥＳ・ＮＯ方式であなたの該当する（ ）付英字を選び、その番号の欄を読んでいただければ手続期限等がわかるようにしました。

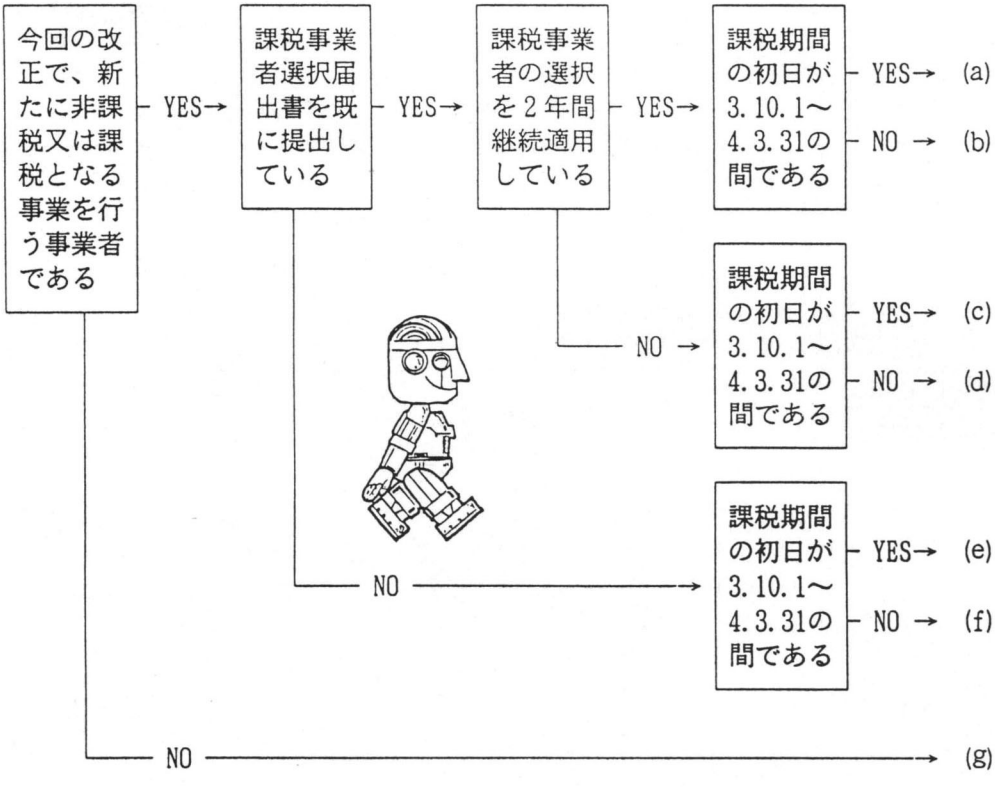

(a)　課税期間の初日～4.3.31までの間に「課税事業者選択不適用届出書」を所轄税務署長に提出すれば、提出した日が含まれる課税期間から免税事業者となります。

(b)　あなたの場合「課税事業者選択不適用届出書」の提出期限に関する経過措置

の適用はありませんが、同不適用届出書を所轄税務署長に提出すれば、本法に従い提出した日の翌課税期間から免税事業者になります。

(c) 3.10.1～4.3.31までの間に「課税事業者選択不適用届出書」を所轄税務署長に提出すれば、3.10.1以降開始する課税期間から免税事業者となります。
つまり、課税事業者選択制度を2年間継続適用していなくても、免税事業者に戻れるということです。

(d) 3.10.1～4.3.31までの間に「課税事業者選択不適用届出書」を所轄税務署長に提出すれば、提出した日の翌課税期間から免税事業者となります。
つまり、課税事業者選択制度を2年間継続適用していなくても、免税事業者に戻れるということです。

(e) 3.10.1～4.3.31までの間に「課税事業者選択適用届出書」を所轄税務署長に提出すれば、3.10.1以降開始する課税期間から課税事業者となります。
なお、課税期間の初日～4.3.31までの間に「課税事業者選択適用届出書」を提出する場合は、当該届出書様式の
○〔①適用開始課税期間〕欄に適用を開始する課税期間
○〔事業内容〕欄に主たる事業内容及び今回の改正で、新たに課税又は非課税となる事業内容の記載のほか、欄外右下余白に「特例適用」等と記載して、所轄税務署長に提出してください。
この期間欄等が空欄の場合は、経過措置の適用はされず、提出した日の翌課税期間から課税事業者となります。

(f) あなたの場合「課税事業者選択適用届出書」に関する経過措置の適用はありませんが、同適用届出書を所轄税務署長に提出すれば、本法に従い提出した日の翌課税期間から課税事業者となります。

(g) あなたの場合「課税事業者選択適用届出書」・「課税事業者選択不適用届出書」の提出に関する経過措置の適用はありませんので、本法に従って手続をしてください。

※（注）　チェックポイント　！
(a)(c)(d)の経過措置を適用して「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する場合は、当該届出書様式の
○〔①この届出書の適用開始課税期間〕欄に適用をやめようとする課税期間
○〔参考事項〕欄に主たる事業内容及び今回の改正で、新たに課税又は非課税となる事業内容
等の記載のほか同〔参考事項〕欄に「特例適用」等の記載をしなければならないこととなっています。

'92年　平和で豊かな年で

株式会社
小田急百貨店
160 新宿区西新宿1－1－3
03（3342）1111

ARIMINO beautiful
取締役社長
田尾有一
株式会社アリミノ 〒161東京都新宿区下落合1-5-22
TEL.03(363)8211 FAX.03(362)3290

株式会社
京王百貨店
160 新宿区西新宿1－1－4
03（3342）2111

株式会社 金商
専務取締役
金原正義
〒161 東京都新宿区下落合一丁目十六番十五号
電話（九五二）八〇九〇（代）（金原ビル）
FAX（九五二）〇〇六六

出光興産株式会社販売店
東京海上火災保険株式会社代理店
株式会社 大家商店
専務取締役
大家章嘉
本社 東京都新宿区高田馬場三丁目二三番七号
〒169 電話（〇三）三七一一八一二一（代）一三番
TEL（〇三）三六四一六五六四番

伊藤宝石株式会社
代表取締役
伊藤文男
本社 東京都新宿区中落合四－十四－十二
電話（九五〇）八五三五番

宝石店 アタケ
阿竹みゑ
新宿紀伊国屋ビル1階
03（3352）8689

宝石 JEWEL ワタナベ
渡辺商事株式会社
渡辺博道
新宿住友三角ビル
03（3344）2484

MYCITY
株式会社 新宿ステーションビルディング
〒160 東京都新宿区新宿3丁目38番1号 電話（356）2111（大代表）
FAX（352）8854

有限会社 蕃
おしゃれ宝石店
森田二三絵
総武線大久保駅南口前
〒169 東京都新宿区百人町1-23-21
TEL 03（371）2690

株式会社
カワノジェム
取締役社長
川野健二
160 新宿区新宿2－26－18
03（3354）4322

ありますように！　新宿間税会

有限会社田中定吉商店
代表取締役　田中孝弘
新宿区新宿6－9－1
03（3342）5020

小西
幾野良一
新宿区上落合2－20－4
03（3361）5359

株式会社　三粧
代表取締役会長
佐藤昌教
〒111　東京都新宿区中佐谷三丁目八番十号
電話（九五二）七二二七（代表）
FAX（九五二）七二二九

株式会社カメラのさくらや
本部　東京都新宿区新宿五丁目十七－十七
電話　〇三（三三二）三三七七（代表）
FAX〇三（三三二）九五五一
渡邊ビル

代表取締役　西城隆顧
BEX　株式会社ベックス
Phone(03)363-4331(代)
東京都新宿区百人町1-17-6　〒169
FAX.(03)362-5935

千野時計店　時計・メガネ・貴金属
代表取締役
千野　通明
〒160 東京都新宿区西新宿6－10－30
PHONE　03－342－2032

株式会社ヒューマックスシネマ
新宿ショイシネマ1・2
歌舞伎町シネマ1・2
162　新宿区富久町13－19
03（3351）1191

小島屋乳業製菓株式会社
代表取締役　浜野修
160　新宿区西新宿7－22－27
03（3371）0191





○　消費税・贈与税・所得税の申告受付が始まります。

税　目	申　　告　　期　　間	納　期　限
消費税	1月1日（土）～3月31日（火）	3月31日（火）
贈与税	2月1日（土）～3月16日（月）	3月16日（月）
所得税	2月16日（月）～3月16日（月）	3月16日（月）

○　振替納税のおすすめ

振替納税とは，電気，ガス，水道料金などの払込とおなじように，銀行や信用金庫，信用組合などの金融機関が，納税者の皆様に代わりご指定の預金口座から自動的に振り替えて納税する制度です。

★　この制度をご利用になりますと

＊ 税務署や金融機関に出向かなくても自動的に納税ができ，便利です。

＊ 万一納期をお忘れになっても，安心です。

＊ 特に，確定申告の納期限は3月16日ですが，振替納税を御利用になりますと，4月10日頃が振替日となり，資金繰りの上で有利です。

★　お申込みは

税務署や金融機関に備付けの「口座振替依頼書」（ハガキ式）に所要事項をご記入の上，税務署又はお取引先の金融機関に御提出ください。

おわかりにならないことは，税務署にお問い合わせください。

新宿税務署
管理第1部門，管理第2部門
☎3362－7151
内線　301，306

編集後記

謹んで新年のお慶びを申し上げます。
皆様におかれましては益々ご健勝でよいお正月をお迎えのことと存じます。
羊年の昨年は名前とうらはらに政治・経済面で激動した一年でした。
猿年の今年は逆に落ち着いたよい年になればと願っています。
猿といえば以前読んだ本に猿社会における文化の伝播についての記述がありました。英字誌「TIME」の表紙を飾った志賀高原の温泉に入る猿，芋洗いで有名な幸島の猿――こうした新しい文化はすべて子猿から初まっています。例えば，温泉に入るようになったのも豪雪地帯の厳しい環境の中で，温泉の回りで湯に手を入れてあそんでいた子猿が入浴するようになったそうです。こうした行動は子猿全体に伝わり，やがて，牝猿も入浴するようになりましたが，牡猿はこれに加わらなかったそうです。しかし，世代交代が進み，子猿時代にこの行動を経験した猿が群れのボスになった時，この行動（文化）は定着したとのことです。

平成4年度は人間社会も地域紛争・民族紛争，あるいはバブルに狂奔するのではなく，文化面で大きく進展する年であって欲しいと思います。

会報　第21号
発行日　平成4年1月31日
発行人　新宿間税会
印刷所　甲文堂　03－3947－0844